

令和7年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果について

北上市生活環境部環境政策課

1 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果

法第28条の規定により、焼却施設等の設置者は、排出ガス、排出水及びばいじん等に含まれるダイオキシン類を1年に1回以上測定することが義務付けられています。北上市内に特定施設等を設置している者は、その結果を市長に報告しなければなりません。法に基づき、市長は施設設置者からの結果を取りまとめ公表することとされています。

(1) 各施設に係る自主測定結果の報告状況

測定対象	施設数	報告施設数	未報告理由別施設数							基準超過施設数
			新設	休止等	廃止	未測定	分析中	排出のない運転	計	
排出ガス	7	5	0	1	1	0	0	0	2	0
排出水	5	4	1	0	0	0	0	1	2	0
ばいじん等	7	5	0	1	1	0	0	0	2	0

※ 施設数は、水質基準適用施設設置事業場については事業場数を記載

(2) 排出ガスに掛かる排出基準適合状況

報告のあった自主測定結果は、0.00000036~0.45ng-TEQ/ m³Nの範囲であり、全ての施設で排出基準に適合していました。

(3) 排出水に係る排出基準適合状況

報告のあった自主測定結果は、0.00013~3.6pg-TEQ/Lの範囲であり、全て排出基準に適合していました。(基準値：10 pg-TEQ/L)

(4) ばいじん等に係る基準適合状況

報告のあった自主測定結果は、0~0.64ng-TEQ/gの範囲であり、全て処理基準に適合していました。(ばいじん等の処理基準値：3 ng-TEQ/g)

(5) 自主測定を実施していない施設

令和7年度中に稼働していた施設のうち、自主測定を実施しなかった施設はありませんでした。

2 今後の対応

- 年間を通じて稼働休止により測定を実施していない施設の設置者に対しては、使用再開後は早急に自主測定を実施し、結果を報告するよう指導します。
- 引き続き、施設の設置者に対し、施設の使用方法、焼却物の選別及び焼却量の適正化等によりできるだけダイオキシン類を低減させるよう指導します。

表1 自主測定結果報告状況（排出ガス・排出水）

測定の単位：大気基準 ng-TEQ/ m³N

水質基準 pg-TEQ/L

特定施設種類			施設数	報告 施設数	未報告理由別施設数					測定結果		
					新設	休止等	廃止	未測定	分析中	排出の ない運転	最小値～最大値	基準超過 施設数
大気基準適用施設			7	5	0	1	1	0	0	0	0.00000036 ～0.45	0
廃棄物 焼却炉	焼却 能力	4 t/h 以上	2	2	0	0	0	0	0	0	0.0057～ 0.0059	0
		2t/h～4t/h 未満	0	0	0	0	0	0	0	0		0
		2 t/h 未満	5	3	0	1	1	0	0	0	0.00000036 ～0.45	0
水質基準適用施設 (主たる施設)			5	4	1	0	0	0	0	1	0.00013～ 3.6	0
パルプ製造塩素漂白施設			1	1	0	0	0	0	0	0	3.6	0
廃棄物焼却炉における 廃ガス洗浄施設			1	1	0	0	0	0	0	0	0.00013	0
廃棄物焼却炉における 灰の貯留施設			1	0	0	0	0	0	0	1		0
下水道終末処理施設			2	2	1	0	0	0	0	0	0.00020 ～0.00059	0
合 計			12	9	1	1	1	0	0	1		0

※ 施設数は、水質基準適用施設設置事業場については事業場数を記載

表2 排出基準等不適合施設

該当施設なし

表3 未報告施設

該当施設なし

大気基準適用施設の自主測定結果

1 産業系施設
該当なし

2 廃棄物焼却炉

No.	工場・事業場の名称	設置年月	焼却能力	排出ガス測定結果			ばいじん等測定結果			未報告理由					廃止年月日	備考	
				試料採取日	測定値(ng-TEQ/m ³)	適用基準	試料採取日	資料種別	測定値(ng-TEQ/g)	新設	休止等	廃止	未測定	分析中			
1	㈱有田屋 稲瀬プラント	H31.4.20	1,850	R7.5.29	0.45	5	R7.5.30	ばいじん	0.39								
2	北上川上流域下水道 北上浄化センター	H8.11.21	1,875	R7.7.25	0.00000036	10	R7.5.30	燃えがら	0.073								
							R7.7.25	ばいじん	0								
							R7.7.25	脱水汚泥	0.004								
3	岩手中部クリーンセンター (1号炉)	H27.7.1	4,396	R7.5.8	0.0057	0.1											
4	(2号炉)	H27.7.1	4,396	R7.5.9	0.0059	0.1											
	(2炉混合)						R7.11.4	飛灰処理物	0.64								
	(2炉混合)						R8.2.5	洗浄灰	0.00063								

3 廃棄物焼却炉(小型焼却炉)

No.	工場・事業場の名称	設置年月	焼却能力	排出ガス測定結果			ばいじん等測定結果			未報告理由					廃止年月日	備考
				試料採取日	測定値(ng-TEQ/m ³)	適用基準	試料採取日	資料種別	測定値	新設	休止等	廃止	未測定	分析中		
1	㈱有田屋 鬼柳プラント	S63.8.19	180	R7.6.11	0.43	10	R7.6.17	焼却灰	0.00065							
2	長谷川工務店	H10.8.19	136				R7.6.17	ばいじん	0.014		○					令和7年度中も稼働なし
3	㈱北洲	H12.8.10	97									○				R7.9.1

水質基準適用施設の自主測定結果

測定値の単位: pg-TEQ/l

No.	工場・事業場の名称	特定施設種類	設置年月	測定結果			未報告理由					廃止年月日	備考	
				試料採取日	測定値(pg-TEQ/L)	適用基準	新設	休止等	廃止	未測定	分析中			
1	三菱製紙(株) 北上工場	パルプ製造塩素漂白施設 他工場の排水処理施設	S39.8.1	R7.10.29	3.6	10								
2	北上川流域下水道 北上浄化センター	焼却炉廃ガス洗浄施設	H8.11.21	R7.7.25	0.00013	10								
3	北上工業団地終末処理場	下水道終末処理施設	S59.10.1	R7.11.5	0.00020	10								
4	北上工業団地終末処理場	下水道終末処理施設	R7.4.1	R7.11.5	0.00059	10								
5	岩手中部クリーンセンター	廃棄物焼却炉における 灰の貯留施設	H27.7.1											測定義務なし 理由:排水循環使用